

社会福祉法改正による 地域生活課題への包括的な支援体制の整備

政策・経済研究部 研究員 齊藤 奏子

1. はじめに

日本では近年の少子高齢化を背景に、誰もが役割を持ち支え合うことで、住み慣れた地域で孤立せずにその人らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう「互助」の重要性が再認識されるようになった（図表1）。それに加えて近年、高齢・障害・生活困窮・DV等の増加に伴い、要介護の親と引きこもりの息子、経済困窮と児童虐待等といったように個人や世帯が抱える地域生活課題が複雑化・複合化してきており（図表2）、従来の介護・障害・子ども・生活困窮といった制度・分野ごとの行政体制では十分に対応することが難しくなっている。

そのため厚生労働省では、従来の制度・分野ごとの行政体制や、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民が主体的に参画し、すべての人が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会をめざす取組みを開始した。

2. 社会福祉法の改正

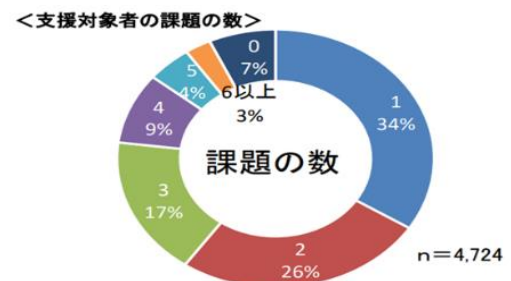
社会福祉法は、日本の社会福祉の目的・理念・原則を定めた法律である。1951年に制定された社会福祉事業法が2000年に改正され、社会福祉法となった。この改正では、社会福祉法人等のサービス提供の仕組みが行政主体から利用者主体に変更された。行政が行政処分によりサービス内容を決める「措置制度」から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する「利用制度」に変更されたのである。その後、地域住民を主体とした地域共生社会をめざすための議論が行なわれ、2021年4月からは、市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化し、重層的支援体制整備事業を新たに創設すること等を定めた改正社会福祉法が施行される予定である。

図表1 公助・共助・互助・自助の分類

公助	救済を目的に税金を使用して行政が行なう支援
共助	防貧を目的に社会保険制度が行う給付
互助	近隣・ボランティア等の助け合い
自助	自分や家族の自己責任

出所：明治安田総合研究所作成

図表2 複合的な課題の内容例



<支援対象者の課題の内容(複数回答)>

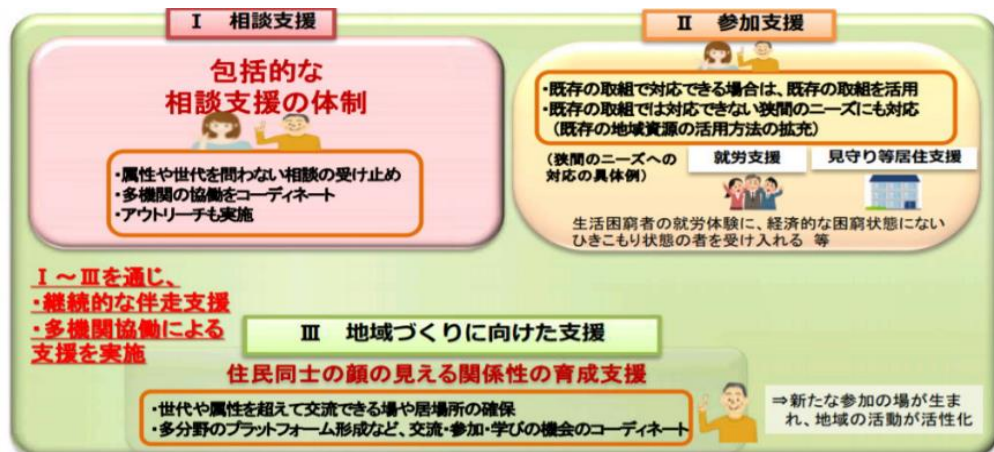
経済的困窮等	1,786	37.8%
障害(疑い含む)	1,627	34.4%
家族関係(DV等)	1,179	25.0%
就労不安定・無職等	1,043	22.1%
病気・けが	954	20.2%
ひきこもり・孤立・ニート	866	18.3%
認知症・介護	694	14.7%
ゴミ屋敷・近隣トラブル	557	11.8%
住まい不安定	367	7.8%
養育困難等	281	5.9%
その他	260	5.5%

出所：厚生労働省 第3回地域共生社会推進検討会

3. 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、を実施する事業のことをいう（図表3）。実施は市町村の任意で、国や都道府県から交付金を受け取ることができる。これまでは支援対象者の属性（介護・障害・子ども・生活困窮）によって各分野の補助金の財源を分けていたが、属性を問わず一括化して交付することで各市町村の実情に応じた柔軟な支援が可能となる。

図表3 重層的支援体制整備事業の全体像



出所：厚生労働省 令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議

具体的な支援フローとしては、まずは相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、地域包括支援センター等で包括的に相談を受け止める。そして、受け止めた相談のうち、単独の支援機関（障害者相談支援事業所や児童相談所等）では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、支援機関間の役割分担や支援の方向性を整理し、プランを作成する。そのプランを実行することで、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。さらに、必要な支援が届いていない人に支援を届けるために、潜在的な相談者を見つけ出し、継続的な関わりを持つために本人との信頼関係構築に重点を置く。具体的な例としては、長期間引きこもり状態で自ら支援に繋がることが難しい人の自宅を訪問し、相談活動等を通して支援をし、本人に出会えた後も外出支援や適切な支援機関に繋げる等が挙げられる。

そして、必要に応じ参加支援を行なう。参加支援では、地域資源（ボランティア団体や就労の場等）等を活用し社会とのつながりを作る。そのために介護・障害・子ども・生活困窮等の既存制度と緊密な連携をとり、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域資源との間の調整をする。具体的な例としては、生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない引きこもり状態の者を受け入れる等が挙げられる。

また、地域づくりに向けた支援では、世代や属性を超えて交流できる場の整備や、交流・参加・学びの場を生み出すための人と地域資源のコーディネート等を行なう。介護・障害・子ども・生活困窮の地域づくりを一体的に実施し、地域社会からの孤立を防ぎ、地域住民の活躍の機会や役割を生み出す。具体的な例としては、多世代交流スペースを開設し、介護予防の通いの場からスマホ教室・子ども食堂まで幅広く実施する等が挙げられる。

4. おわりに

このように、社会福祉法の改正により、地域生活課題への支援は制度・分野ごとの行政体制を超えた包括的な支援体制へとシフトしている。実情に合った柔軟な支援が可能になる一方で、今まで対応できなかったような制度の狭間のニーズへ対応することや、支援が必要にもかかわらず支援が行き届いていない人たちに対する働きかけが求められること等による業務量の増加も懸念される。業務量が増加する中でも支援の質の低下を招かぬよう、十分な人員確保や教育体制の強化等、しっかりとしたバックアップ体制をとることが期待される。社会福祉法の改正に伴う重層的支援体制整備事業が創設される 2021 年 4 月以降、市町村がどのような形で地域の特性や、複雑化・複合化した課題に即した対応をしていくのか注目していきたい。

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●照会先● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11 TEL03-6261-6411